

## 出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書

現在、自己破産申立件数が平成14年に20万件を突破して以来、依然として高水準で推移しています。また、警察庁の統計によれば、平成16年中に約8千人もの人々が経済的な理由で自殺しております。これらの要因として、多重債務が考えられ、自己破産や自殺だけでなく、家庭崩壊や犯罪など深刻な社会問題を引き起こすに至っております。

この多重債務問題の要因として、貸金業者の高金利による融資があげられます。公定歩合が年0.1%、銀行の貸出平均金利が年2%以下という超低金利時代の我が国において、消費者金融、信販会社、商工ローン等の貸金業者は、利息制限法が定める年15~20%の制限金利でさえ高金利と言えるところ、出資法の上限金利である年29.2%という、いわゆる「グレーゾーン」の超高金利を用い、貸金業規制法第43条の要件遵守を条件に「みなし弁済」規定による営業を行っております。

このような状況の中、先般、最高裁判所は貸金業者の利息制限法の上限を超える利息について、「みなし弁済」規定の適用条件を厳格に解釈した判決を示したところであります。

国は平成19年1月を目途に出資法の上限金利を見直すとしておりますが、貸金業規制法第43条の存続意義はなくなっており、同条を廃止することに加え、国民が安心して暮らせる適正な金利規制が必要であります。

よって、国会及び政府におかれては、出資法の上限金利の見直しを迎え、次の事項の実現を強く要望します。

- 1 出資法第5条の上限金利を利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること。
- 2 貸金業規制法第43条の「みなし弁済」規定を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年7月4日

長岡市議会議長 大地正幸

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、金融・経済財政政策担当大臣